

入 札 仕 様 書

1 業 務 名：石川県ニホンジカ捕獲促進事業実施計画策定調査業務委託

2 履行期限：令和8年3月31日まで

ただし、ニホンジカ捕獲促進事業実施計画（案）及び実施計画付属資料は、令和7年7月22日までに提出するものとする。

3 目 的

本業務は、県内でニホンジカの生息密度が高くなっている地域のうち県が指定する地域において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という）第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲が効果的・効率的に実施できる区域を選定するための調査を実施し、捕獲目標頭数の設定や捕獲方法の検討など、令和7年度の実施計画（案）を作成するとともに、同計画に基づき実施する捕獲事業の捕獲実績について分析するとともに評価・検証を行うことを目的とする。

4 対象指定管理鳥獣
ニホンジカ

5 業務内容

ニホンジカの生息密度が高くなっている地域のうち、県が選定した下記の地域において、法第14条の2第2項に定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（案）を策定する。

計画（案）の策定に際し、当該区域のニホンジカの生息状況や地形、登山者等の入れ込み状況等を調査し、捕獲方法、捕獲地点、捕獲期間の検討を行う。

また、当該事業における捕獲目標頭数の算出を行うとともに、捕獲事業実施後においては、捕獲結果を分析し、評価・検証を行う。

（1）調査対象区域（別紙図面参照）

加賀地域（加賀市、小松市、能美市及び白山市）

（2）調査内容

① 捕獲方法、捕獲地点の検討

ア 危険要因調査

調査対象区域において、道路網、地形や植生、登山者・林業関係者等による森林の利用状況を調査し、安全に捕獲ができる区域を明らかにする。

【具体的な調査内容】

- ・過去の捕獲実績データによる捕獲場所の分析や猟友会への聞き取り等
- ・捕獲者が入り込めない急峻な地形や危険地の有無を地形図や航空写真、植生図等にて調査
- ・登山者等の利用状況を市観光協会等に問い合わせる等により調査
- ・森林組合等に対し区域内での森林施業の計画を調査
- ・上記の結果について、1万分の1地形図に記載し整理する。

イ 捕獲可能性調査

【具体的な捕獲方法別の調査内容】

a くくりわなの設置場所の検討

県が指定した区域内において、わな捕獲に精通した調査員が、食痕や糞塊など痕跡を調査のうえ捕獲の可能性が高い候補地を選定する。その際、地形や植生を勘案し、捕獲個体の搬出のしやすさなど、実際の捕獲作業を想定して選定すること。選定した候補地には、センサーカメラを20台70日間設置し、捕獲可能性について検証する。

なお、ニホンジカ以外の鳥獣の錯誤捕獲の危険性、その他の危険性等について検証し、対策を検討する。

b 銃猟（巻き狩り猟又は忍び猟）を想定したニホンジカの休憩場所や寝屋の探索踏査等による実施場所の検討

銃猟に精通した調査員が、踏査により、痕跡の状況と見通しの良さ、安全性、獲物の発見頭数や移動ルート、捕獲個体の搬出のしやすさを検証し、地形図により地形的に安全に銃猟ができる場所を3区域選定する。

c その他

ライトセンサス調査又は見切り調査に係る実施方法等について助言を行うとともに、結果については、捕獲実施場所の選定の基準資料とする。

なお、野生イノシシのCSF（豚熱）ウイルス感染確認地点から半径10km圏内においては、ウイルス拡散防止のため、消毒等の防疫措置を実施する。

ウ 捕獲方法、捕獲地点の検討

ア及びイの結果より、安全で効率的な捕獲方法、捕獲期間及び捕獲地点を検討する。

② 捕獲目標頭数の算出

①による調査に基づき、くくりわな猟、銃猟のそれぞれ捕獲実施期間の目標捕獲頭数を算出する。

③ 地元調整の準備

事業実施に際して、調整が必要な機関・団体等のリストを作成する。

（3）実施計画（案）の策定

法第14条の2第2項で定める実施計画の内容は以下のとおり。

- ① 指定管理鳥獣の種類
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- ⑤ 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- ⑥ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ⑦ 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- ⑧ その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(4) 検討会への出席

受託者は、石川県が開催するニホンジカ捕獲促進事業実施計画策定検討会、ニホンジカ管理計画検討会に出席することとする。

(5) 捕獲実施結果の分析

捕獲事業実施後、県が提供する実施結果に係る資料を基に捕獲実績の分析を実施し、評価・検証について報告書を作成する。

6 打ち合わせ協議

業務の着手前、実施計画書作成の前及び捕獲実績の検証結果提出前において、打ち合わせ協議を行うものとする。

7 成果品

調査結果について取りまとめ、チューブファイル等に製本するものとする。

- (1) 事業実施計画（案） 1部 （電子媒体を含む）
- (2) 調査結果 1部（電子媒体を含む）
- (3) 捕獲実績の検証結果報告書 1部 （電子媒体を含む）

なお、(1)、(2)については、令和7年7月22日までに提出すること。

8 成果品の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は石川県に帰属するものとし、石川県の許可なく他者に公開してはならない。

9 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、石川県生活環境部自然環境課と受託者が協議して決定する。